



# 電車どおり

令和2年12月25日発行 第182号 函館中央病院 発行責任者 本橋 雅 壽



総合周産期母子医療センター、北海道がん診療連携指定病院、北海道小児地域医療センター、日本医療機能評価機構認定施設、小児がん連携病院（類型3）

- 基本方針
- 道南の基幹病院として急性期医療に取り組みます。
  - 断らない救急医療を実践し、住民の信頼と期待に応えます。
  - 総合周産期母子医療センター及び北海道がん診療連携指定病院として高度で専門的な医療を提供します。
  - 「患者さまの権利」を尊重し、安心して安全なチーム医療を実践します。
  - 医療環境の発展と充実のため、地域の行政・医療機関との連携を強化します。
  - ワークライフバランスに配慮した職場環境づくりと人材育成に力を入れます。

## カテーテルアブレーション治療を開始 －心房細動・脳梗塞の予防へ－

このたび当院では頻脈性不整脈に対するカテーテルアブレーション治療を開始しました。加齢とともに起きやすくなる心房細動や、その合併症である脳梗塞発症の予防が期待されます。

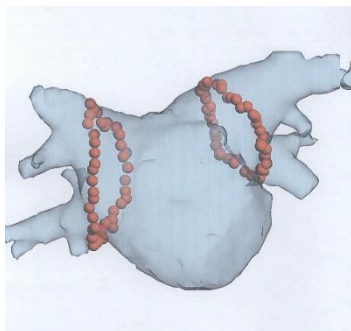
頻脈性不整脈とは、動悸やめまい・失神などの原因となり心不全や突然死を引き起こす危険性がある病気です。特に、心房細動と呼ばれる不整脈では、左心房で血液が停滞しやすく、血栓を形成して脳梗塞の原因になります。そのため一生にわたり抗凝固薬による脳梗塞の予防が必要になります



循環器内科 診療部長 齊藤 尚孝 医師

この不整脈は年齢と共に発生率が高くなる傾向があり、高血圧や糖尿病、肥満、飲酒などがそのリスク因子とされています。最初は数日間で回復する動悸発作で発作性心房細動と言われます。しかし、動悸発作を繰り返しているうちに不整脈は停止せず持続性心房細動へ移行していきます。

薬物治療は不整脈の停止や予防が可能ですが、長期間にわたる薬物治療は副作用の危険性が高くなります。今回のカテーテルアブレーションとは不整脈の原因となる異常電気興奮を高周波電流による心筋焼灼をおこない根治を目指す治療法です。



心房細動の原因となる異常興奮は、左心房の後方にある4本の肺静脈から発生することがわかってきました。そのため発生のきっかけとなる肺静脈からくる刺激が左心房に伝わらないように、アブレーション（心筋焼灼術）により電氣的に隔離することで予防が可能です。

また、肺静脈以外が原因の場合は、その他の心房内異常興奮部位を焼灼することもあります。

しかし、その予防効果は、まだ発作性と呼ばれる初期の段階では有効ですが、数年間心房細動が持続してしまうと治療しても再発が多くなるとされます。そのため早期治療が必要なのです。

## 中・央・病・院・前

例年とは全く違う“日常”を過ごす事となった2020年。様々なイベントや行事などが中止・延期、規模縮小や開催形式の変更を余儀なくされました。オリンピック・パラリンピックも延期となりました。



入学式や卒業式などの記念式典、運動会や夏祭り・コンサートなどのイベント行事等々・・・、“日常”の中で当たり前前にできていたことが“今までどおり”にできなくなり、気持ちがグラグラと揺らいだ一年だったような気がします。

そんな大変な一年を乗り切った皆さん、お疲れ様です！この年末年始は新しい生活様式に試行錯誤した自分自身を沢山ねぎらいましょう！但し、感染対策はお忘れなく♪  
2021年はよりよい年になりますように☆

アブレーション治療は約4時間の手術ですが、カテーテルによる血管内手術のため入院前検査を含め6日間ほどの入院期間で可能です。当院でのアブレーション治療は神奈川県の不整脈専門病院の先生と連携して行っています。

不整脈は放置すると様々な病気に繋がります。不整脈治療を希望される方は、早めに当院 循環器科内科へご相談下さい。

## ☆クリスマスディスプレイをご寄贈いただきました☆

今般の新型コロナウイルス感染症禍において、患者さまならびに私共スタッフへのエールとして、南棟1階ロビーに『クリスマスディスプレイ』をご寄贈いただきました。平口様・川村様・永濱様には、師走の大変お忙しい中、直接プロデュースいただき、当院の1Fロビーが一瞬にして、クリスマスモードに変身いたしました☆誠にありがとうございました。

依然として緊張状態が続く我々スタッフにとって、今回の温かいご支援が何よりの励みになっております。これからも全職員が一丸となって、“心ある医療”を提供できるよう努めて参ります。



# 新型コロナウイルス感染症

## —小児について富山からの緊急メッセージ—



小児科 臨床顧問  
山田 豊 医師

去る11月14日、富山市で第51回全国学校保健・学校医大会が開催されました。その中で「緊急メッセージ」が、富山大学小児科講師の種市尋宙先生から発表されました。先日北海道新聞みなみ風にも一部内容を掲載いたし

ましたが、みなみ風では紹介しきれなかった内容について、本紙面でご紹介したいと思います。なお、今回ご紹介させて頂く、「緊急メッセージ」は保護者向けのQ&A形式です。より詳しく知りたい方は、「富山市立学校 新型コロナウイルス感染症対策検討会だより」と検索していただき、富山市のホームページをご参照下さい。

### Q.子どもに感染が少ないのは世界中で学校閉鎖を行っているから？

A.4月の段階でユネスコのデータによると、ほとんどの国が学校閉鎖を行っていましたが、その答えはスウェーデンの感染対策にあります。スウェーデンは、マスクはしていないものの、手指衛生や距離を保つなど公衆衛生はしっかり行っている国です。ロックダウンや学校閉鎖を行わなかったのですが、子どもたちの感染は少なく、重症化・死亡事例も極めて少ないと報告しています（出典：スウェーデン保健省）。

### Q.なぜ子どもに感染者が少ないのか？

A.新型コロナウイルスが人の体に入る入口として鼻や喉や気管支などのアンジオテンシン変換酵素2受容体があります。この発現量が子どもは少なく、ウイルスが人の体に入りにくいという説や、過剰な免疫反応が起きないなどの説がありますが、決定的なものは今のところありません。

### Q.学校閉鎖の効果は？

A.限定的です。2月の時点で中国やシンガポールなどから学校閉鎖に否定的な論文がかなり出ていました。富山市では5月の学校再開以来、6月から登下校時のマスク着用なし、部活動再開（接触OK、マスク着用なし）、7月からは合奏練習開始など行いましたが、第2波（7月中旬以降）での感染者の増加はありませんでした。

子どもたちは国の未来です。学校閉鎖で子どもたちが背負う事故・虐待・貧困・生活リズムの変調・学習の遅れなど、多くのリスクも考えなければなりません。

### Q.厳重な感染対策の問題点は？

A.学校の先生方は真面目で、できる感染対策はすべてやるとなりやすいので、先生方のみならず子どもたちにも精神的負担がかかり疲れてしまいます。3密は大事ですが、ゼロ密を目指すとは学校は成り立ちません。3密はゼロ密を目指すのではなく、最低1密は避けることを目指すべきであり、手洗い・マスク・環境整備が大切です。

### Q.メディア・偏見・誹謗中傷の問題は？（富山市の場合）

A.当初富山県のA小学校で3名の小学生が陽性になったとき、学校が非難されました。また患児の家にも誹謗中傷やデマなど色々伝えられ家族が転校などを考える事態になったため、富山大学小児科講師の種市先生が小学校にバックアップに入り、それを契機として市教育委員会とつながり、「富山市立学校新型コロナ感染症対策検討会議」を立ち上げ、保護者相談会・教育連合会や養護教諭や現場教師向けの講演会・保護者向けのリーフレットの発行を行い、保護者と先生と医療者の意思統一を図ったそうです。またテレビ局・新聞社とも個別に話し合い、子どもを守ることの重要性を理解してもらい、その後は協力関係ができ、特別のトラブルなく経過しているとのこと。

### Q.他国の小児感染対策は？

A.オランダでの感染対策は、

- ・成人は1.5mの距離をとる、13歳未満は距離を取る必要はない
- ・成人は公共交通機関、飛行機および空港でマスクを着用する義務がある。13歳未満はマスク着用の必要はない。

その理由として、子どもは大人より感染拡大における役割が少ないと考えられているからです。しかし子どもは年齢が上がるほど、ウイルス拡散における役割は大きくなるため、マスク着用は13才からの子どもに適用されています。この指針の根拠は小児死亡例がオランダではゼロである事、小児のPCR検査で陽性率が0-3歳は0.3%、4-11才は1.7%、12-17才で5.2%と非常に少なかったことと示されています。（出典 オランダ保健省）

# 面会禁止中

新型コロナウイルス感染防止の為、**入院患者様への面会を禁止**しております

病院からの呼び出し等でご来院の場合は、正面玄関の総合案内へお申し出ください

以下に該当する方は、**病院からの呼び出し等でご来院の場合でも面会をお断りすることがございます**

- ◆発熱、咳、喉の痛み、だるさ、関節痛、嘔吐、下痢などの症状のある方
- ◆マスク未着用の方

#### 【患者さまの権利】

- ・安全で良質の医療を平等に受ける権利
- ・自らが受けている医療について、十分な説明を受け、知る権利
- ・セカンドオピニオンを求める権利
- ・自らが受ける医療に参加し自己決定する権利
- ・個人のプライバシーが守られる権利
- ・個人として常にその人格、価値観が尊重される権利

#### 【患者さまの義務】

- ・自らの健康状態を医療者にできるだけ正確に知らせる義務
- ・医療者の説明や自らの疾病状態の理解に務める義務
- ・病院の規則や医療者の指示に従い、医療に参加・協力する義務
- ・他の患者さまの治療や医療者の業務に支障をきたさない義務
- ・受けた診療に対し、医療費を支払う義務



『電車どおり』は、皆さまのお役に立ちそうな情報を毎月掲載しておりますが、誠に勝手ながら当面の間は2ヶ月に1回の発行と変更致します。記事に対するご要望がございましたら広報誌担当事務局までお問い合わせ下さい。

連絡先：TEL 0138-52-1231（内線2248）

次号発行予定は2月25日です。お楽しみに！！